

< 発表 >

辛亥革命の夢と孫文の相剋

北九州市立大学教授 横山宏章

横山 ただいま、ご紹介いただきました横山です。今日は「辛亥革命の夢と孫文の相剋」というタイトルでございます。この9月頃から、いろいろなところで辛亥革命 100 周年のシンポジウムが開かれています。私も中国の杭州と武漢で2度ほど報告をさせていただきました。皆さんご承知のように、こうしたシンポジウムでは、孫文が辛亥革命に非常に貢献したということになっています。しかし私はちょっと天の邪鬼のところがありまして、皆さんがあまりにも孫文を高く評価するので、今日は、そんなに孫文を高く評価して良いのだろうかという話を、ちょっとしたいと思しますので、よろしく願います。

先ほど、藤井先生は孫文と日本との関係を話されましたが、ここでは、少し民権主義、即ち民主主義の観点から辛亥革命を理解していきたいと思えます。

辛亥革命はご承知のように武漢三鎮の1つであります武昌で、10月1日に勃発するわけです。武昌では清末に、湖北諮議局という地方の議会が開設されていて、その建物で鄂軍(湖北軍)政府を樹立いたします。都督府という言い方もします。そして都督に黎元洪を選んだわけです。この写真の人物ですが、決して革命派ではなく、この革命蜂起に対して自分は殺されるのじゃないかと思って逃れており、床の下に逃げ込んだ都督と言われる人物です。彼を最高指導者として選ぶわけです。

その時に掲げられた旗には、18の星が並んでおります。外側に9個、内側に9個ですが、これは独立した漢民族の国家を、中央部の18省のみで造るという意味です。われわれ18省の漢民族が目指すものは、従来の漢民族の土地

から、満州族を追い出す、すなわち清朝の満洲族という異民族の支配から独立する、ということです。漢民族の領地である18省以外の他の民族は、どうぞ勝手にまた独立をしてください、という考え方です。

先般9月の終わりに、武漢大学でシンポジウムが開かれた時に鄂軍都督府へ行ってきました。今は辛亥革命博物館と言われているようです。私が撮った写真のように、当時には無かった孫文の銅像が、新たに門前に建てられています。

今日は、先ほどご紹介がありました北一輝が惚れこんだ宋教仁の話をしたと思います。中国同盟会のナンバー2が黄興だとすると、宋教仁はナンバー3ぐらいの青年革命家です。そしてこれから言いますように、辛亥革命期に大活躍します。宋教仁と一緒に協力したのは湯化龍です。彼は軍政府の民生局長であり、かつ諮議局の議長であった方です。この2人とも、日本の法政大学で世界の法律を勉強したという特徴がございます。

1905年に結成された反清革命結社の同盟会は、その後に分裂気味になりまして、孫文達がやっております南方の広東系とは別に、長江流域に中部同盟会を組織して、それを指導したのが宋教仁という人です。

彼は武漢に革命が起こりますと湯化龍らと合流いたしまして、「鄂州臨時約法」(憲法)を策定します。とりあえず地方政権の約法を作りましたが、そこに参加したメンバーが先ほどの2人プラス、レジュメで紹介しましたような連中です。このメンバー全てが法政大学への留学組であります。この約法を作るに当たって、湯化龍が最初に提示した原則は次の6つであります。

共和国体、民主政体、立憲政治、責任内閣

制、政党議院、それから人民の権利義務。

こういうものを明記した形で審議された結果、「鄂州臨時約法」の第 2 条で、都督（いわゆる政府）、議会、司法の三権分立という形式をはっきりとさせました。そして中華民国が完全に全国を制覇した暁には、新たに中華民国憲法を作るけれども、この国家憲法ができて、中華民国の了解のもとで、それぞれの各省には省の憲法を作るという構想を提示しました。ちょっとアメリカ連邦制的な考え方がありました。そして都督は人民の選挙で選ばれて、任期は 3 年。再任は 1 回ずつ。議会は人民の選挙で選ばれた議員によって成立する。こういうような内容です。

最近、湖北で出版された『辛亥首義史』という分厚い本があります。この前シンポジウムに参加した時にいただいたので、早速読みましたら、次のように書いてあります。

「宋教仁はこの鄂州約法の中に、主権在民、三権分立を具現化した。中国最初の近代憲法の性格を備えた文献である。南京臨時政府が成立する前においては、国家約法の意義を有しており、辛亥革命が高々と掲げた民主共和の精神を集中的に表現している」。

実は主権在民とか三権分立というのは、現代中国では禁句であります。こういうことを言うのは、中国共産党から見れば非常に許されない西欧主義的な考え方で、中国はこれを否定しているわけですが、武漢におきましては、このように北京が否定している内容を高々と評価しているのが、非常に面白いという気がしました。

武漢起義に続いて、各地で革命蜂起が成功しますと、独立した各地の代表が集まって、各省都督府代表聯合会というものをつくることになりました。そこでは、どういふ国家を造るかという議論になってくるわけですが。あるグループは、アメリカ合衆国の制度をわが国で取り入れようじゃないかと。あるいは雲南のほうからは、やはり国体を民主立憲としながらも、アメリカのような連邦制ではなく強力な統一政権を樹立する、という意見が出ます。革命軍が支配する今の各省都

督府というのは、革命戦争時の最初の段階である軍政府でありますから、この臨時的な軍政府を早く終わらせて、完全な立憲制を行なう、ということです。全国政権ができれば直ちに軍政府を解体し、西欧的な立憲国家を一気に建国する。中央集権か連邦制かの意見は分かれておりますが、ずっと軍政を続けるという発想に対しては、かなり批判的であります。

辛亥革命の途中、各省都督府代表聯合会で作られました最初の「臨時政府組織大綱」、これは事実上の憲法にも相当するのですが、アメリカを模して大統領制を採用し、臨時総統、そして参議院を樹立する、ということを決めました。この前に「いや、軍政府を維持して大元帥制をとるべきだ」という議論もありましたが、結果としては欧米的な民主立憲議会制度を採用することになります。そしてこの大綱にもとづき、孫文が臨時大総統に選ばれるわけです。

先ほどもご紹介がありましたように、孫文はこの 10 月 10 日の起義について、アメリカのデンバーで知りました。そしてヨーロッパを経由して 12 月末に帰国します。上海で多くの日本人が歓迎したと言われておりますが、この写真は、その前に香港で出迎えた時の写真です。真ん中に飛び抜けてでっかい髭面の男がおりますが、これが宮崎滔天です。その他にもかなり日本人がいます。私が研究している池亨吉という明治学院の出身者もこの中にいます。こういう人達に出迎えられて、孫文が新中国の最高指導者に選ばれます。中華民国が誕生したのは翌年の 1 月 1 日でありまして、南京に臨時政府ができました。今も南京に、この建物がございます。写真のようきれいに保存されておりますから、ぜひ行ってみたいと思います。

その南京で、これまた宋教仁が中心となりまして「中華民国臨時約法」というものを制定します。急遽設立されました参議院を中心にして、憲法制定の前段階としての臨時約法を策定するわけですが。宋教仁は法制局局長としてこのこの約法策定の中心人物でした。先ほど見ました鄂州臨

時約法とほとんど内容は同じであります。これはまさしく立憲議会制の夢、内閣制の希求でありまして、人民が国会を組織する。そして議員選出の選挙権を持つ。立法は参議院が行ない、地方から選挙で選ばれた参議員で構成されるという内容です。

結果的に、中華民国は、先ほど言いました 18 省の漢民族の国家ではなくして、「五族共和」という形で、辺疆の様々な民族も構成メンバーとして参加することになりました。こうして、それぞれの地域からも議員が選ばれて国会(衆議院と参議院の二院制)が成立します。、臨時大総統も副総統も、議会がこれを選挙することになりました。実際は、最初の建国メンバーはその前に決まっておりますけれども、その後の大総統はアメリカのような直接選挙ではなく、議会が選ぶ形で選出されることになりました。どちらかと言うと、政府よりも議会の方が、力が強い。行政府よりも立法府の方が、力が強いという考え方です。

この写真は、今回新しく武漢にできました辛亥革命記念館です。まだオープンする前に、われわれはちょっと入ることができて、その時に撮ってきた写真であります。壁一面に「中華民国臨時約法」というものが貼られております。これもまた、今から見れば現行の中華人民共和国憲法とは大きな違いがありまして、共産党 1 党独裁を合理化する現行憲法とは全く別の発想のものであります。それを、こんなに高く評価していいのかなと思うような状況であります。

宋教仁の構想は、行政府の指導力を強化したいという孫文の構想と矛盾するものでした。アメリカの大統領制ではなく、フランスの内閣制が採用されたものと言われております。宋教仁が目指したものは、「責任内閣制」(議院内閣制)を採用して、どちらかと言うと大総統の権限は非常に弱く、立法府主導型の議会制度であります。ですから、強力な政府主導型を求める孫文構想を排除しております。その点が大きな特徴であります。

では、孫文の考え方はどういうものかと言うと、

強力な政府による上からの指導力を発揮できる体制を希求していました。「三序」構想といわれ、3 つの順序(段階)を踏んで、最後に憲政(憲法に基づく政治)を実現するというものです。建国後、直ちに立憲議会制度を導入することには反対していたわけです。3 段階の表現は途中から変わりますが、第 1 期が「軍法の治」(その後「軍政」と言います)、第 2 期が「約法の治」(その後「訓政」)、第 3 期は「憲法の治」(憲政)です。第 1 期は革命軍が人民の敵を殲滅する時期で、軍事独裁政権です。第 2 期は、軍政府が地方自治を人民に教育させる。それを訓政段階と言いまして、これは革命党の 1 党独裁であります。軍政が「革命軍の独裁」であれば、訓政は「革命党による党独裁」ということになります。そしてその過渡期を経て、やっと念願の憲法を制定します。憲政段階に突入することで、それまでの独裁政権は兵権あるいは行政権を解体し、国民が大総統を選出することになります。立憲議会制度が確立するわけです。すなわち 1 期と 2 期までは、民主的に選ばれた大総統も基本的には想定しない。議会も開設しない。軍政府、党政府は兵権(軍事権)、行政権を持っているという考え方です。

実は宋教仁が策定した臨時約法について、孫文はその後にはぼろくそに言っております。「民国の初め、私は一生懸命革命方略を施行して、三民主義を実行するように言ったけれども、党人の多くは躍起になってこれをだめだと言った。私は再三再四彼らを説得して討論を行なったが、何の効果も無かった」。「当時、同志達は三序の必要性の理由を理解できず、私の主張を行なおうとせず、私の名のみを使って臨時約法を定め、共和政治はこの道を辿らなくても一気に到達できると考えたのだ」。これはもう宋教仁への批判丸出しなわけであります。

さらに「南京で制定した民国約法の中で『中華民国の主権は国民全体に所属する』という 1 条だけが私の主張であって、その他は勝手に宋教仁達が作り上げたものだ。それは私の意思で

はないから、私はこれに責任を負わない」と、南京政府が作り上げた臨時約法を痛烈に批判しています。南京政府では、孫文は臨時大総統でありながら、宋教仁をコントロールできなかったのでしょう。

結果として、政治的な駆け引きがあつて、袁世凱が臨時大総統に就任します。孫文自身の臨時大総統はわずか3か月でした。ラストエンペラー溥儀の退位と引き換えに袁世凱へポストを譲ります。権力移譲は参議院の議を経ており、別に袁世凱が政権を奪ったわけではなく、一応合法的に譲っています。期待していたように日本からの資金援助が手に入りませんでしたから、革命軍が北京に残った清朝政府を攻めおとすということは全くできなくなりました。半分は行き詰まって袁世凱に政権を譲るということで、いわば南北和議による政治的な野合でした。ただ、手続きとしては参議院の議決による合法的な移譲という形で行なわれました。

南京革命政府から北京軍閥政府への大転換というドラマが展開されるわけです。その後、臨時約法に基づき、参議院と衆議院の2院制のもとで、初の国会選挙が実施されました。総選挙で国民党が勝利しました。すなわち辛亥革命から清朝打倒を目指した革命結社だった同盟会が、選挙制度の下で議会政党となって名前を国民党と改め、その国民党が第1党となります。辛亥革命後の政治制度の改革を一貫してリードしてきた宋教仁は、来る国会で自分は総理に選ばれると確信していましたが、とんでもないことが発生しました。袁世凱の子分によって、上海駅で暗殺をされるという大事件が発生したのです。事態は大きく転換・展開をするわけでありませぬ。民主化の歩みが大きく後退することになります。

そのあと生まれたばかりの国会では、政府と国会、すなわち行政府と立法府が対立します。こうした対立はどこの民主国家でもよくあることで、与党と野党との関係ですから当然ながら対立します。具体的には、政府が外国から多額の借款

を受ける「善後借款」をめぐる、政府と国会が対立します。袁世凱政権は国会の承認を受けずに善後借款を外国と結んだからです。議院構成に関しては、袁世凱政権は少数与党でありまして、野党である国民党のほうが数が多かったのです。困難が生じました。国会は審議を無視した臨時大総統の越権行為だとして反対し、立法府と行政府の対立が鮮明になります。

袁世凱政権は、この国会第1党の国民党がガチャガチャ文句を言うので、それではいかんということで、国民党系の3都督を解任します。胡漢民・李烈鈞・柏文蔚という、広東・江西・安徽の都督を取り替えました。都督を変える権限は大総統にありましたので、国会の承認を取る必要がなかったのですが、これはもう明らかに嫌がらせそのものであります。結局、袁世凱と孫文の対立が鮮明となります。まず宋教仁が暗殺された、この責任をどうするのか。善後借款の国会無視、これをどうするのか。それから3都督を解任されたことに対してどうするのか。こういうことで対立が起こります。

対立が起こるのは政治の世界では常にあることですが、この解決の方法が2つありました。1つは生まれたばかりの議会制民主主義を育てるという考えからすれば、袁世凱の責任を国会で追及するということになります。あるいは宋教仁が暗殺されたことを司法の場において追及していくということでもあります。

2番目は、「だから議会制民主主義はだめなんだ」という形でこれを放棄して、再び袁世凱打倒の武装叛乱に立ち上がる道を選択する方法です。新しい民主主義を育てるのか、伝統的な武力解決をするのか。孫文の選択は簡単でした。議会制民主主義の道は放棄するという選択肢を選びました。もともと議会制度の導入に対しては、時期尚早と考えていたのですから、伝統的な武装叛乱の道で対抗するということになり、袁世凱打倒の第2革命に立ち上がったわけでありませぬ。孫文から見れば、目の上のたんこぶであった宋教仁が死去して、念願の軍政的な方法で反革

命を打倒しようという武装闘争を選んだということになります。

孫文の片腕であった黄興という人物は、どうであったか。辛亥革命が武昌で起こりますと最初に乗り込んで辛亥革命戦争の指揮をとった総司令であり、まさに革命元勳でした。黄興は孫文が再び袁世凱打倒の武装叛乱をすと言った時、「ちょっと待て」とためらうわけです。「国会ができたばかりだし、議会制民主主義を育てるには合法的な国会論戦を進めるべきだ」と。黎元洪への手紙には「宋教仁の事件は純粋な法律によって解決する。借款問題は国会で審議し、国会の通過を要求するべきである」というようなことを言っております。

いろいろな人の回想があります。「黄興と孫文の協議が行なわれ、黄興は法律的解決を進めて袁世凱と話し合うことを主張した。ところが孫文はとんでもない、袁世凱をぶっ潰さなきゃだめなのだと言って対立し、2人は激烈に争った」というのが、その場にいた柏文蔚の回想です。

結局、第2革命といわれますが、袁世凱打倒の軍事蜂起が強行されます。江西都督を解任された李烈鈞という人物は妙に血の気の多い男でありまして、何で俺が袁世凱から解任されなくちゃならないんだというので、江西でまず最初に袁世凱打倒の兵を挙げます。そして孫文もこの挙兵に同調して立ち上がっております。黄興はといえば、最初は軍事的解決を嫌がっていたのですが、最終的には孫文の要求に屈して立ち上がります。柏文蔚の回想によると「黄興さん、あんたは先般まで反対していたのに、何で立ち上がったんですか」と聞いたら、「いやそれは孫文先生が説得に説得を重ねてきたから仕方ないじゃないですか」という形で立ち上がったそうです。そうすると柏文蔚も「あれだけ反対していた黄興も立ち上がるなら、俺も立ち上がらざるを得ない」と追隨するわけですが、何となく浪花節的な人間関係です。結果としては、ご承知のように強力な政府軍に革命叛乱軍は打ちのめされます。

さて、第2革命が負けた意味をどう捉えるかということが、私のポイントであります。立憲議会制の導入を夢見た民主共和革命としての辛亥革命は、この第2革命の硝煙の中で終焉を迎えたと考えます。それは合法的な解決の道ではなく、非合法的な武力叛乱でありまして、民主主義の道が武装叛乱で潰されて、宋教仁らが夢見た議会制民主主義の道は、その後2度と現れることはなくなりました。

そこで「辛亥革命をぶっ潰したのは誰か」ということになります。シンポジウム参加のご相談があった最初、こんなタイトルを掲げようかなと言ったら、馬場先生が「ちょっとやばいんじゃないか」と言って、穏やかなタイトルになりましたけれども。もちろん、ぶっ潰した責任者の1人は言うまでもなく袁世凱ですが、もう1人は孫文だというのが私の過激な発想であります。

議会制民主主義の道を放棄した孫文も、辛亥革命をぶっ壊した1人であると言うと、藤井先生から本当に怒鳴られそうな思いです。長いあいだ辛亥革命の研究をやってきた先輩たちから殺されそうな感じがしますけれども。それでもあえて言いますが、私の観点から言えば、孫文は民主主義革命家とは言えないのではないかと、いう意見です。「孫文も袁世凱も同罪である」と言う結論です。これを杭州のシンポジウムでも言いました。その時は通訳が入って、「同罪」というのを少し柔らかい言葉で訳されましたようです。浙江大学の先生が「通訳はこう言っただけど、あなたはこう言ったのか」「私は同罪と言った」「そうか、そうか」と言っておられましたけれども。

本来、民主主義というのは時間と金がかかるものです。有名な言葉に「デモクラシーは、頭数を勘定するほうが頭を叩き割るよりも良いという原理に立っている」というのがあります。議論して多数決で決めざるを得ない。自分の思いとは違っても多数に従わなくてはならないというのが議会制民主主義の原則であります。また悪口を言うと孫文は民主的な方法を放棄して「頭を叩き割る」やり方を採用したわけでもあります。辛亥革

命についてはいろんな人がそれぞれ勝手な夢を描いていたことは間違いありませんが、合法的な手続きで取り行なわれたのは、どちらかと言うと宋教仁のほうが主流なわけですね。あとから孫文は、「俺の言うことを聞かないで、みんな勝手にやりやがった。あんな立憲議会制なぞは何も保証しない」と言ったのですが、だいたい辛亥革命を進めた革命派、立憲派の多くは、孫文のグループを除けば、西欧的な立憲議会民主主義制度を望んでいたのです。

その最大の理由は、彼らはほとんど日本で政治学や国のあり方について勉強してきた連中であつたからです。中国に戻ってきてから、革命の最初の段階で改革の主導権を握りました。日本の制度をそのまま導入するという発想はなく、日本を通して西欧思想を学んだわけですから、その衝撃が非常に強くて、それを直ちに中国で実現しようとしたのではないかという気がいたします。そのことを考えますと、孫文から見れば西歐かぶれの若造のやり方で、時期尚早だということになるだろうし、憲政に至るまでの長い間には、軍政や訓政があるということになって、軍独裁、1党独裁が延々と続くわけであります。

今日、このあとに報告される台湾から来られた先生がたぶん、中華民国の中に憲法体制がどのように確立していくかという話をされるとと思います。もちろん国民党の中に1党独裁を解体して議会制を造っていこう、守っていこうという憲政実現の動きが起こりますが、それは後のことで、辛亥革命期にはこのような夢と現実の食い違いがあつたのではないだろうかと思います。

その後、孫文は本人への絶対服従を求める中華革命党を建党するのですが、これも武漢でいただいた本の中に、この時期を「孫文個人の独裁専制時代」というような定義をしているので、へえ、と私も思いました。そして孫文は1919年に中華革命党を中国国民党へ改組しましたが、「以党治国」(党をもって国を治める)という考え方で、国民党1党独裁政権を確立していったという経緯があります。中華民国はその意味にお

いては、憲政への道と1党独裁への道という、2つの道があつたのじゃないかというふうに思います。

今日はどうもありがとうございました。

司会 ありがとうございます。いろいろと楽しく、また個人的なことを申しますと昔テレビでやっておりました「アジアの曙」で、佐藤慶が李烈鈞をやつたのが非常に印象的で思い出しました。というくだらないことではなくて、まっとうな言つては失礼ですけれども、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。従来の教科書レベルの孫文像とはずいぶん違ったものが現れたのかなとも思うんですがいかがでしょうか。もし無いようでしたら、横山先生からもう少し何か付け加えることがありましたら。

横山 またそれは最後の段階で、皆さんが出揃つたところで意見を述べさせていただきます。

質問者 宜しいでしょうか。

司会 はい、お願いします。

質問者 豊田市から来ました石堂と言います。普通に疑問に思ったことを質問させていただきたいんですが、孫文の三序構想の中で1期、2期、3期と定義していますけれども、1期は軍政によって治める。それを孫文は真面目にと言うか、2期、3期というのは軍部が政権を握つても移行できると感じていたんでしょうか。

横山 最初の軍政の時期は、3年だという期間を決めていました。期間を決めたというものの、全く合理的な根拠はなくて、まあこれくらいになりゃ、うまくいくだろうと。その次に「軍政、訓政、憲政」と言い換えた時には、期間を決めなかつた。そうすると、いつ軍政から訓政に、訓政から憲政に変わるのか、なかなか分からないのですね。最後に政権を国民にお返しするという時期はいつ来るのか。国民党は次のように説明しています。「子供が成長して成人になるまでは、母親が面倒を見るじゃないか。同じように国民が成人になるまでは国民党が面倒を見ましょう」そのような言い方で説明しています。国民が成人

になるほどに成熟したら、国民党は国民から預かっている政権(政治的権利)を国民にお返しします。その暁には西洋のような議会制になります、ということです。まあ孫文本人も、もちろん国民への大政奉還は考えていたのだと思うのです。そうなりゃいいなどはね。ただそうなるためにどういう手続きをするかという方法論がほとんど無く、あるいは本当に革命党が選挙政党に変わって、全部政権を返すかと言うと、なかなか不安なものがあるわけですね。

もともと当時の国民党も共産党も、軍隊を持った政党という、世界にあまり無い政党ですから、軍力で政権を取って、今度は民主政権になる時に軍隊を国家に返しますかと言うと、なかなか返さないですね。今の中国でも、人民解放軍が軍隊としてありますが、あれは中華人民共和国の軍隊ではなく、中国共産党の党軍でございますから、依然として共産党は軍を党から手放していないようです。孫文が真面目に考えていたかどうかと言われると、なかなか難しいですけど、でもまあ、ああいう大まかな人ですから、気持ちの上では真面目に考えていたとしても、たぶんその方法論はほとんど考えてなかったと思います。

司会 ということですが。もうおひとかた。はい、お願いします。

質問者 名古屋校舎から来た留学生チソウと申します。一番最後のほうの結論としては、孫文も袁世凱も同罪である。先ほど先生がおっしゃった通りに通訳の中国語は「同罪」と言っていました。先生も孫文と袁世凱は同罪であると思いませんか。

横山 ですから私は同罪、同じ罪を免れないというのが私の考え方です。

質問者 分かりました。ありがとうございます。

司会 よろしいですか。まだ若干時間がございます。はい、お願いします。

質問者 せっかくですので。先生はいつも雄大な問題提起を面白くお話ししてくださるので感心しております。私の質問は、1つは孫文があ

ような考え方を持っているのは、宋教仁と根本的にどういうところに違いがあるのか。実際先生から見れば孫文と宋教仁との違いはどういう違いなのか。2点目はそれと関連して、孫文と袁世凱が同罪であると先生は結論しましたが、その後の流れを見てみますと結局袁世凱は共和制を否定して皇帝になりました。孫文は袁世凱をよく見ていたから結果的に憲政は時期尚早じゃないかというような考え方があったでしょうけれども、その意味で孫文と袁世凱を同じレベルで議論することが果たして正しいかどうか…。以上です。

横山 私が宋教仁を評価すると、中国の現状を知らない理想主義者は宋教仁だと、よく批判されます。実は私は孫文研究者であると同時に陳独秀の研究もしています。陳独秀もデモクラシーとサイエンスを掲げて伝統的支配に挑戦することで名をあげました。宋教仁もそうだし陳独秀もそうですけれども、彼らは非常に理想主義で、そのような社会というのは中国には実現しない、むしろ孫文や毛沢東、あるいは鄧小平のほうが、はるかに中国の実状が分かっていたんだ、という反論です。これは歴史をあとから評価する仕方、成功者に対して現実が分かっていたから成功したと言う、事実の追認にすぎません。理想を掲げていたから成功しなかったかどうかは、私にとっては、あまり興味がありません。革命というものは理想を求めて行なわれるものです。理想無くして革命は実現しない。権力を握るのは現実に合ったやり方だとして済ますわけにはいきません。袁世凱が皇帝になったことから孫文は何を学んだかといえば、孫文も実はほぼ皇帝と同じ形であります。孫文は広東で地方政権を樹立したとき、広東の軍政府の大元帥ですから。大元帥は軍事独裁政権で、誰も彼以外の言うことを聞く必要はない。議会も持ってありません。このやり方が中国の現実に即した道だと肯定されると、たぶん今の中国共産党の支配も、中国の現実に合った支配だと思われれます。しかしわれわれは良いも悪いも含めてアメリカ民主

主義の教育を受けた人間でありますから、その観点から見ると、共和革命イコール民主革命でなければなりません。ところが中国では、共和革命と民主革命とは別問題であると、そういう考えを持っております。

司会 ありがとうございました。だんだん活発になってきてまだまだ議論があるかと思えますけれども、ここで午前の部を終わらせていただきたいと思えます。横山先生ありがとうございました。